

アメイジングステーションファイン
指定介護予防通所サービス事業運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(目的及び基本方針)

第1条 この規定は、ファインラボ株式会社が開設するアメイジングステーションファイン（以下「事業所」という。）において、実施する指定介護予防通所サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、看護職員、生活相談員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従事者」という。）が要支援状態の利用者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

- 2 事業所は、指定介護予防通所サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「神戸市介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱」（平成29年1月1日神戸市保健福祉局長決定）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第2条 指定介護予防通所サービス事業の提供に当たっては、事業所の従業者によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 アメイジングステーションファイン
- (2) 所在地 兵庫県神戸市垂水区城が山2丁目1番-7シサイト 城が山101

第2章 人員に関する基準

(従事者の区分及び定数)

第4条 事業所に次の従事者を置く。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 管理者 | 1名(常勤兼務) |
| (2) 生活相談員 | 1人以上 |
| (3) 介護職員 | 2人以上 |
| (4) 機能訓練指導員 | 1人以上 |
| (5) 看護職員 | 1人以上 |

指定介護予防通所サービス従業者は、指定介護予防通所サービス事業の業務に当たる。

- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職務内容)

第5条 従事者の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者
事業所従事者の管理、業務の実施状況その他の管理を一元的に行うとともに従事者に対して必要な指揮命令を行う。
- 2 従事者毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。
- (2) 看護職員
利用者の指定介護予防通所サービス計画の企画立案、健康状態の確認及び利用者の看護業務に従事する。
- (3) 介護職員
指定介護予防通所サービス事業の業務にあたる。
- (4) 機能訓練指導員
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- (5) 生活相談員
事業所に対する指定介護予防通所サービス事業の利用の申し込みに係る調整、他の指定介護予防通所サービス従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して指定介護予防通所サービス計画の作成等を行う。

(勤務体制の確保)

第6条 事業所は、利用者の適切な指定介護予防通所サービスを提供するための、従事者の勤務体制を定める。

- 2 事業所は、当該事業所の従事者によって指定介護予防通所サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

- 3 事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回以上

第 3 章 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 7 条 事業所は、指定介護予防通所サービスの開始にあたっては、サービス利用者又はその家族に対し、サービス利用者のおかれている状況等に応じた適切な配慮を行い、事業所サービスを利用するための契約の内容及び履行に関する説明を行い、利用契約を締結するものとする。

(受給資格等の確認)

第 8 条 事業所は、指定介護予防通所サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援、要介護認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめる。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合は、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防通所サービス事業の提供に努める。

(営業日及び営業時間)

第 9 条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

営業日 月曜・火曜・水曜・木曜・金曜・祝日

(夏季休業 8/10～8/15 のうち 2 日、年末年始 12/29～1/3 を除く)

ただし、天候等で実施が困難な場合は、連絡の上休業とする。

休業に関しては、事前に利用者・関係先への連絡を行うものとする。

- (1) 営業時間 営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までを営業時間とする。
ただし、サービス提供時間は、午前 9 時 15 分から午後 4 時 20 分とする。

(指定介護予防通所サービスのサービス内容)

第 10 条 提供するサービス内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス

- (3) 生活指導（相談・援助等） レクリエーション 作業訓練
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) アクティビティサービス など

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

神戸市垂水区・須磨区全域とする。

（指定介護予防通所サービスの利用定員）

第 12 条 事業所の利用定員は、1 日 18 人とする。

（指定介護予防通所サービス計画の作成）

第 13 条 管理者は従事者に指定介護予防通所サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 指定介護予防通所サービス計画に関する業務を担当する従事者（以下「計画担当従事者」という。）は、指定介護予防通所サービスに関わる全ての従事者と共同して、運動機能検査等を基に、利用者の心身の状況や希望、環境をふまえて、リハビリテーションの目標と目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した指定介護予防通所サービス計画を居宅介護サービス計画の内容に沿って作成し、利用者または家族に対してその内容を説明し、同意を得なければならない。
- 3 計画担当従事者は、指定介護予防通所サービス作成後も指定介護予防通所サービスの提供にあたる従事者との連絡を断続的に行うことにより、指定介護予防通所サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて前項の規程を準用して指定介護予防通所サービス計画の変更を行う。

（利用者負担の額）

第 14 条 利用者負担の額を以下のとおり定める。

指定介護予防通所サービス事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額または神戸市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

利用料として、利用者が選定する日用品費、その他の費用を別表 1 に定める利用料金表により支払いを受ける。

なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬告示上の額または神戸市が定める額によるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、送迎に要する費を徴収する。
通常事業の実施地域を越えた地点から居宅の1キロまでを15円とする。1キロ超えた場合等については、別表1に定める。
- 3 食事の提供に要する費用については、昼食代750円(おやつ代・ドリンク代200円を含む。)を徴収する。おやつのみ(おやつ・フリードリンク)の方は200円を徴収する。予定したサービスを当日にキャンセルする場合、昼食代のキャンセル料金が発生します。(別表1参照)
- 4 おむつ・パット等代については、別表1に定める。
- 5 その他、指定介護予防通所サービス事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 7 指定介護予防通所サービス事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所サービス事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防通所サービス事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(緊急時等の対応)

- 第15条 事業所は利用者に対し、かかりつけ医師に連絡することで医学的判断により診察が必要と認める場合、医療機関での診察を依頼することができる。
- 2 事業所は利用者に対し事業所における指定介護予防通所サービスでの対応が困難であると、正当な理由により認めた場合には、適当な他の事業者等の紹介その他必要な措置を行わなければならない。
 - 3 指定介護予防通所サービスを利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、その他緊急事態が生じた場合は、事業所は速やかに利用者が指定するものに対し、緊急に連絡をせねばならない。また速やかに主治医に連絡をする等の措置を講ずると共に管理者に報告をしなければならない。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害に備えて避難、救出、その他必要な訓練を実施する。

- 2 消防法に準拠して、設備の点検を実施する。
- 3 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年 2 回
避難訓練	年 2 回
通報訓練	年 1 回

(定員の厳守)

第 17 条 事業所は、利用定員を超えて運営をしてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第 18 条 事業所は、利用者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療用具の管理を適正に行わなければならない。

- 2 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を行わなければならない。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 19 条 事業所と従事者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は連帯保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙 1 のとおり定め、適切に取り扱うものとし、正当な理由なく第三者に漏らさないものとする。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき業務として明記されていることから、情報提供を行なうこととする。

- (1) サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
- (2) 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市区町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- (6) 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表会等。ただ

- し、この場合利用者個人を特定できないようにしなければならない。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとする。
 - 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は連帯保証人若しくはその家族の個人情報保護をさせるため、従事者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保護すべき旨を雇用契約の内容とする。

(居宅介護支援事業者等に対する利益供与等の禁止)

- 第 20 条 事業所は、居宅介護支援事業者等に対し、要支援被保険者に当該事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
- 2 事業所は、居宅介護支援事業者等から当該事業所の退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第 21 条 事業所は、提供した通指定介護予防通所サービスに関する利用者からの苦情に敏速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、提供した指定介護予防通所サービスに関し、介護保険法第 23 条の規定による市区町村が行う文書をその他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の従事者からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市区町村が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定介護予防通所サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(賠償責任)

- 第 22 条 指定介護予防通所サービスの提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が被害を被った場合、事業所は利用者に対して損害を賠償せねばならない。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって事業所が損害を被った場合、利用者及び保証人は連帯して事業所に対してその損害を賠償せねばならない。

(地域との連携)

- 第 23 条 事業所は、運営にあたって地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

- 第 24 条 事業所は、利用者に対する指定介護予防通所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

(記録の整備)

- 第 25 条 事業所は、利用者の指定介護予防通所サービスの提供により記録を作成し、その完結の日から 5 年間は保管するものとする。
- 2 事業所は保証人その他の者（利用者の代理人を含む。）が前項に定める記録の閲覧、謄写を求めた場合には、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じることができる。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

- 第 26 条 事業所は、指定介護予防通所サービスを提供するにあたって、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得なければならない。

(その他)

- 第 27 条 この規程に定めのないことについては、法令に定めるところにより、ファイナラボ株式会社・アメイジングステーションファイナ管理者との協議の上で定める。
- 附 則 この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 11 月 15 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 12 月 25 日から施行する。

(別表1)

第14条に定める利用料の額は下記のとおりとする。

項 目	利 用 料
おむつ代	テープ式 : 250 円 パンツタイプ : 200 円 尿パッド : 50 円
交通費 (実施地域外を超え、2キロ以内が原則対象)	1キロまで : 15 円 2キロまで : 30 円
昼食代(おやつ代を含む)	: 750 円
おやつ代のみ(フリードリンク代を含む)	: 200 円
昼食キャンセル代	: 750 円
日用品費	実費
他飲食費	実費